

令和8年度 広島市総合防災訓練の実施（案）

1 目的

災害対策基本法第48条の規定に基づき、国・県などの防災関係機関と共同して、各種訓練を実施し、防災関係機関相互の緊密な連携・協力体制を確立することにより、災害対応能力の向上を図る。

〔災害対策基本法（抄）〕

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 日時

令和8年8月31日（月） 10時00分から16時00分まで

3 場所

市役所本庁舎、西風新都消防訓練場ほか

4 訓練概要

風水害（土砂）を想定し、災害対策本部運営訓練、捜索・救助・救護訓練などの実践的な訓練を実施する。

詳細な訓練内容、参加機関等については、今後調整する。

5 主催

広島市防災会議

6 過去の実績

年度	想定	場所
令和2年度	風水害（土砂）	西風新都消防訓練場ほか
令和3年度	中止（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言）	
令和4年度	直下型地震	西風新都消防訓練場ほか（広島県共催）
令和5年度	風水害（土砂）	西風新都消防訓練場ほか
令和6年度	中止（台風10号の接近）	
令和7年度	直下型地震	西風新都消防訓練場ほか